相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区仲通二丁目六五番地の八、最後の住所横浜市鶴見区仲通二丁目六五番地八　被相続人　亡　國頭　正昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三十一日

横浜市中区弁天通二―二八―一ライオンズマンション関内一〇〇二号

相続財産管理人　弁護士　小澤　弘子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市新町三丁目四二八番地一、最後の住所東京都大田区多摩川一丁目二三番二二号　被相続人　亡　岡　鉄治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三十一日

新潟県柏崎市米山台五丁目三番一五号

事務所新潟県柏崎市栄町四番二三―一〇二号　相続財産管理人　佐藤　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市横和一〇〇六番地、最後の住所長野県佐久市横和一〇〇六番地一　被相続人　亡　矢野　光則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三十一日

長野県佐久市岩村田三二六六　佐久法律事務所　相続財産管理人　栗原　岳史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市上条一九六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙橋　要

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三十一日

静岡県富士市中央町一丁目一〇―一一富士ビル四階北

相続財産管理人　弁護士　塩谷　知一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区羽鳥一丁目七二一番地一、最後の住所静岡県静岡市葵区羽鳥一丁目六番三号　被相続人　亡　戸井口方子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三十一日

静岡県静岡市葵区浅間町一丁目四一　gato 203　葵法律事務所

相続財産管理人　岡本　義弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市白石区菊水一条二丁目一一四番地、最後の住所愛知県西春日井郡師勝町大字鹿田字栄二五五番地　被相続人　亡　志賀　冨男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三十一日

名古屋市中区丸の内一丁目一五番九号第二〇KTビル五階太田・渡辺法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市下町八五番地、最後の住所岡山県新見市草間九〇六二番一番地　被相続人　亡　古川廣一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三十一日

事務所岡山県倉敷市昭和二丁目一番二八号

相続財産管理人　弁護士　大枝　孝之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区段原東浦町七六六番地、最後の住所広島市東区尾長東二丁目五番二二―九号　被相続人　亡　森田　一枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三十一日

広島県廿日市市大野中央一丁目九番一号

相続財産管理人　泉　哲哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市山路八〇四番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　村上　千年

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三十一日

事務所愛媛県今治市別宮町一丁目一番地八

相続財産管理人　長野　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香南市野市町西野一〇八八番地二一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小松　邦博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三十一日

事務所高知県南国市大埇甲二三〇一番地四

相続財産管理人　山本　昌男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市布師田二六七四番地、最後の住所高知県高知市北金田一三番五号　被相続人　亡　土居　千晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三十一日

事務所高知県南国市大埇甲二三〇一番地四

相続財産管理人　山本　昌男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市荒田二丁目四五番地三、最後の住所鹿児島市荒田二丁目四五番四号　被相続人　亡　東　キミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月三十一日

鹿児島市坂之上六丁目二一番一五号

相続財産管理人　蓑毛まりえ

第20期決算公告　平成21年6月23日

大阪市中央区高麗橋四丁目6番17号

住化シードテック株式会社

代表取締役社長　西原　正明

貸借対照表（平成21年3月31日現在）**の要旨**

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	114
	固定資産	92
	資産合計	207
負債及び純資産の部	流動負債	95
	負債合計	95
	株主資本	111
	資本金	50
	資本剰余金	61
	利益準備金	5
	その他利益剰余金（当期純利益）	55（3）
	純資産合計	111
	負債・純資産合計	207

第25期決算公告

平成21年7月31日

岩手県盛岡市盛岡駅前北通1―10

株式会社東北エム・ビー平金

代表取締役　黒田　和夫

貸借対照表の要旨（平成21年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	209,247
	固定資産	17,090
	合計	226,337
負債及び純資産の部	流動負債	127,369
	固定負債	35,232
	株主資本	63,736
	資本金	10,000
	資本剰余金	53,736
	利益準備金	2,336
	その他利益剰余金（うち当期純利益）	51,400（10,649）
	合計	226,337